



Title	極性質問に対する応答義務の交渉と説明責任の再構築 ：公聴会における戦略的応答の言語実践
Author(s)	福島, 玲枝
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2025, 2024, p. 23-33
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102269
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

極性質問に対する応答義務の交渉と説明責任の再構築： 公聴会における戦略的応答の言語実践

福島 玲枝

1. はじめに

米国における公聴会 (public hearing) とは、立法案や社会的関心の高い話題に関して、関係者が証言やデータを提供する、公開セッションである (U.S. Government Publishing Office, n.d.)。この場では、証言者に対して「虚偽の証言をしない」と誓うことが求められ、質疑応答は事前に定められた順番と時間配分に従って進行するため (Heithusen, 2017)、公聴会は特定の形式に管理された制度的場面の会話として位置付けることができる (Drew & Heritage, 1992)。また、公聴会で取り上げられるテーマは、政策に関する事項だけでなく、企業の不祥事など社会的注目を集める問題も含まれ、答弁をする組織にとっては、証言の真実性のみならず、ステークホルダーへの説明責任を示す危機管理の場面であると言える (井上, 2015; 北見, 2022, p. 210)。特に、不祥事や社会的批判が問われる場合は、適切かつ迅速な対応によって再発防止策と再開への道筋をつけることが求められ、いわゆる「クライシスマネジメント (crisis management)」としての側面も含まれる (北見, 2022, p. 206)。このため、公聴会の質疑応答場面は、組織代表による発言がメディアを通じて広く共有されることで、組織の基本姿勢や価値観が言語を通じて示されるため、危機管理の一環として戦略的な言語の使用が不可欠な場面である。

本研究では、このような公聴会場面の特性に着目し、証人として出席する企業代表者が、危機管理の一環としてどのような言語戦略で応答をしているのか、その一端を明らかにする。特に、議員による極性質問と証人の応答で構成される隣接ペア (Schegloff & Sacks, 1973) に続き、第三ポジションで応答の不適切さが指摘された際に、企業代表者がどのように応答を再構築するかに焦点を当てる。このような場面は、極性 (Yes/No) での明確な回答が困難である一方、質問が再構築されることで、より強い制約のもとで再度応答が求められる。そのような制約の中で証人に求められるのは、ステークホルダーへの説明責任を果たしながらも、自身や組織の立場を守るために応答の調整を図る言語戦略である。本研究は、このように制限された回答範囲の中で、企業側がどのような言語実践によって説明責任を遂行しようとしているかを分析し、公聴会という制度的な危機管理場面における言語的戦略のを明らかにする。

2. 先行研究

会話における質問は、受け手が次に適切に行なうべき行為を示唆するだけでなく、続く行為に制約を課す特徴を持つ (Schegloff, 1968; Heritage, 2003; Stivers & Rossano, 2010)。Stivers と Rossano (2010) は、質問が形式や語調を通じて応答に対する期待や圧力を高めることを示しており、このような質問の制約性は、制度的場面やメディアを介したやり取りにおいて戦略的に利用される。例えば Bilmes (1993) は、議会における質疑応答場面で、質問設計や語句選択が、受け手の特定の行為や応答を誘導する要因として機能することを明らかにした。また、Heritage (2003) は、ニュースのインタビューが「中立的」に見えるものの、インタビュアーが質問の前提やトピック設定を通じて、発言者に特定の応答を促しているとは指摘している。そして、Clayman・Romaniuk (2011) は、選挙活動中のインタビューにおいて、質問が候補者のパフォー

マンスや適格性を評価する手段として機能する実態を報告している。Yes/No 形式で応答を求める「極性質問」はさらに、政治家に対して明確な立場表明を迫るようにデザインされており (Clayman, 2017)、それらの質問は、その語彙や語調を通して肯定的な応答を促す圧力がかかり、応答者の発言の自由度は著しく制限されることになる (Clayman, 2017; Kaur, 2022)。

一方で、こうした制度的場面における質問に対し、受け手がどのように応答責任を戦略的に扱うかもこれまでの研究で明らかにされている。たとえば Clayman (2001) は、ニュースインタビューにおいて、回答者が質問の用語を少し言い換えたり、話題のアジェンダをずらすことで、応答責任を回避する様子を示した。Clayman (2017) はさらに、政治家が支持基盤との関係を維持するために、質問者の意図に対して共感的に応じつつも直接の同意を避ける戦略を「同情的抵抗 (sympathetic resistance)」として捉え、文脈の再定義を通じた応答回避の一つの方法として論じている。また、岡田 (2024) は、公聴会において証人に応答の機会が与えられなかった事例に着目し、「放置された」と自ら示す応答実践に注目している。話者交替の制限を無視することなく応答するその手法が、聴衆に誠実さや抑制された姿勢を印象付ける戦略的応答として機能することを指摘している。

さらには、質問者による応答の制約に注目した研究として、Caldwell と Raclaw (2023) は米国議会の公聴会場面で、質問者が「メタコメンタリー (metacommentary)」と呼ばれる手続きを用いる事例を分析している。これは、抵抗的な応答の性質を明示的に言語化することで、回答者にさらなる応答責任を課す手続きである。これらを通して議員は、自らの質問意図を公に明示することで、続く応答の枠組みをさらに制限しようとする特性が述べられている。

このように、公的・制度的場面における質疑応答では、特定の役割関係と発話順序に基づく制約ある会話連鎖の中で、参加者はメディアを通じて自己の立場やイメージを戦略的に提示する応答実践を行っている。しかしながら、質問形式に沿った応答が困難であり、かつ自身の応答が逸脱として問題視される状況において、話し手がどのように応答責任を果たしつつ、相手との関係や自己の印象を維持しようとするのか、そのプロセスについては、まだ十分に検討されているとは言いがたい。特に、企業や個人が公の視聴者の信頼を維持しながら説明責任を果たす必要がある、メディアを介したハイステイクな場面では、応答者がいかに言語的手段を用いて自己の立場や責任を再構成するかが重要な意味を持つ。そこで本研究では、制度的圧力の高い公聴会場面において、企業代表者が極性質問のもたらす応答の制約を回避しつつ、組織の責任をどのように言語的に構築するかに着目する。また、この分析を通して、危機管理場面における説明責任遂行のプロセスを明らかにする。

3. データ

分析対象となるデータは、政治専門ケーブルテレビ局 C-SPAN より入手した、米国上院で実施された合計 7 時間 49 分の公聴会映像の電子ファイルである (表 1)。いずれも SNS 各企業が提供する製品におけるオンライン上の安全性について、企業の責任と対策が問われた場面としての共通点がある。

表 1 分析対象となるデータ概要

実施日	2018年4月10日	2024年1月31日
所要時間	4時間12分	3時間37分
主催委員会	米国上院司法委員会 米国上院商務・科学・運輸委員会	米国上院司法委員会
証人	Mark Zuckerberg (Facebook CEO)	Mark Zuckerberg (Meta [Facebook] CEO) Linda Yaccarino (X [Twitter] CEO), Evan Spiegel (Snap CEO) Shou Zi Chew (TikTok CEO) Jason Citron (Discord CEO)
公聴会の開催理由	Facebook から Cambridge Analytica に大量の個人情報流出し、プライバシー保護やデータ管理の不備が問題視された。	SNS 上での児童の性的搾取や若者のメンタルヘルスへの悪影響が深刻化し、企業の責任や安全対策が問われるようになった。

本研究は其中で、極性質問に対する応答が、議員によって適切な応答形式でないと問題視され、再度の応答が求められる部分に着目する。具体的には、議員による極性質問と証人の応答で構成される隣接ペア (Schegloff & Sacks, 1973) に続く第三ポジションで、応答の不適切さが指摘され、質問が極性での回答を要求する形で再構築された後、企業代表者がどのように応答を再構成するかを焦点を当てる。このような場面では、証人にとって Yes/No での明確な回答が困難である一方、再構築された質問によって、より強い制約のもとで再応答が求められる (Caldwell & Raclaw, 2023)。そのような制約の中で、企業代表者がステークホルダーに対する説明責任を果たしつつ、自身や組織の立場を守り、公聴会における証人としての応答責任にどのように応じているかを分析する。

また、発話がどのように特定の会話的文脈の中で意味を構築するかに着目するために、ここでは「場面意味論 (Occasioned Semantics: Bilmes, 2011)」の考えに基づき、参加者の発話の意味構築の過程を記述する。これは、実際の会話場面における、表現や意味の構造を捉える枠組みであり、参加者によって生成・調整される意味の構築過程を分析対象とすることができる。この枠組みを援用し、発話が文脈的にどのように聞かれ、特定の意味を生み出し、応答として位置づけられるかを記述する。

4. 分析

4.1 極性応答枠組み内での間接的応答による意味の再構築

次の抜粋は、2024年に実施された公聴会のデータで、Lindsey Graham 上院議員 (以下 G) が、X社のCEOのLinda Yaccarino (以下 Y) に対し、EARN IT Act¹ 法案に対する支持の賛否を極性

¹ オンライン上の児童性的搾取の拡散防止を目的とするアメリカの法案で“Eliminating Abusive and Rampant Neglect of Interactive Technologies Act of 2023 (S.1207)”の略称。オンラインサービス事業者に対して、児童性的虐待資料 (Child Sexual Abuse Material: CSAM) の拡散防止を企業に義務づける内容が含まれる (U.S. Congress, 2023)。これにより、企業の免責事項が制限され、対策が不十分な場合は法的責任を持つようになるため、SNS企業にとっては

形式で問う場面である。G 議員は法案の提出者であり、Y に法案への明確な賛同を求め、繰り返し Yes/No 形式での回答を要求する。一方、Y は企業として、プラットフォーム運営上の中立性を維持するための企業責任の点から、明確な賛成を表明することが難しい状況にある。そこで Y は、将来的な支援姿勢を示唆する形で、間接的に応答を構成する。しかしこの応答は、G によって “no” であると再意味づけされ、極性質問の枠組み内での否定的な応答と明示される。企業として中立的な応答の試みが、質問形式の制御によって否定的表明と転換され、回避的応答が事実上無効化されている。

抜粋 1 [00:58:13-00:58:41] G: Senator Graham / Y: Linda Yaccarino

01 G: uh:: (.3) do you support the earn it act.
02 (2.7)
03 Y: a:h .hh we strongly support (.6) the:: (1.0) collaboration
04 to raise industry[y practices to
05 G: [no: >no no no<
06 do you[support the earn it act.
07 Y: [prevent csam
08 (.3)
09 G: do you support the: uh in- in english
10 -> do you support the earn it act. yes or no.
11 (.5)
12 G: we don't need double- [speak here.
13 ->>Y: [we look (.) forward to
14 ->> supporting and continue our conver[sations=
15 G: [okay=
16 Y: =[as you can see: eh-]
17 G: =[so: i'll take that as no] but you have uh:
18 but you have taken the reason the earn it act is important

この抜粋では、G 議員が 1 行目で「法案を支持する (support) か」と極性質問を提示し、Y は 2.7 秒の沈黙 (2 行目) を経て、業界全体の慣習の向上に対する支持を表明する (3, 4, 7 行目)。しかしこの間接的な応答に対して、G は発話を割り込む形でその不適切さを明確に指摘し (5 行目)、応答を Yes/No の二項対立的な応答形式で要求する。続けて、Y の応答不在の沈黙 (11 行目) の後で、G は “we don't need doublespeak here” と発言することで、Y の応答を曖昧で不誠実なもの (doublespeak) と位置付け直し、極性質問への明示的な応答をさらに強く要求している。

この状況の中で、Y は “look forward to supporting” と述べることで、相手の求める質問に対して、将来的な支持の可能性を示唆するにとどめ、現時点での明確な賛成表明を回避する (13-14 行目)。しかしこの応答は、現時点で明確に立場は提示できない状態であるとの意味構築に繋がりが (priority response; Bilmes, 2014)、結果的に G により、“so i'll take that as no” と「否定的な立場表明」と意味づけされ直される (17 行目)。つまり、Y は応答を介して極性での立場の表明を回避しようとしているが、それは Y 自身の望まない形で意味が再構成されている。

このやり取りは、Y が複数の制約に同時に直面するがゆえの、応答の困難さを改めて示している。企業代表者は、議員の質問意図に即した応答を行う必要がある一方で、組織内外の利害調整や、視聴者に対する誠実で責任ある印象づけも求められる。さらに、明示的な立場表明を避けざるを得なかった応答が、極性形式で解釈される場合、それは企業の説明責任の履行に齟齬をきたすだけでなく、企業の評判や経営に新たなリスクをもたらす可能性を含んでいる。このように、

Yes と表明しづらい状況にある。

判断や立場の明示が求められる極性質問は、時に「説明責任」と「組織としての配慮」の両立を迫るハイスティックな危機管理の場面となり、応答を戦略的に設計することが必要であることがわかる。そこで次節では、極性質問による応答制約が強まる状況で、証人側がどのような言語的戦略を用いて意味構築を行い、自身の立場を主張しようとするかをさらに詳しく考察する。

4.2 制度的文脈に基づく質問前提の相対化と応答戦略

続く抜粋2は、先ほどの抜粋1からしばらく時間をおいた別の証言場面である。ここでは、Tim Cotton (以下 T) 上院議員が、TikTok 社の CEO である Shou Chew (以下 S) に対し、「中国政府はウイグル民族に対して民族浄化を行っているのか」という S の認識を確認する極性質問を繰り返し提示する²。それに対し S は直接的な応答を避ける一方で、公聴会という制度的文脈に基づいて、質問の前提そのものに異議を唱えることで、問いの枠組み自体を相対化しようとする。最終的に T は、「証言の義務」を強調するものの、極性の枠組みで S の応答を再構築することなく、別の質問へ移行し、話題を転換する。S はこの場面において、自らの発言の焦点を保持しながら、制度的文脈を根拠として、議員が提示した応答形式の要求からの逸脱を試みている。

抜粋2 [02:27:21-02:28:07] T: Tom Cotton / S: Shou Chew

01 T: do you agree with the trump administration
02 and the biden administration >that<
03 the chinese government is committing genocide
04 against the uyghur people
05 (.3)
06 S: senator. i've said this before, i think it's really
07 important that anyone who cares about this topic
08 or any topic, can freely express [themselves on tiktok=
09 T: [very simple
10 =it's a very simple question that unites both parties
11 in our country an' (.5) governments around the world.
12 >is the< chinese government committing genocide
13 against the uyghur people?
14 (.4)
15 S: senator (.) anyone, including yo- >you know<
16 you can come on the [tiktok- and talk about
17 T: [yes sir yes sir yes sir.
18 S: this [topic or any topic
19 -> T: [an' i'm asking yes or no
20 S: [that matters to you]
21 T: [you are a worldly] cosmopolitan
22 well-educated man who's expressed many opinions
23 on many topics
24 (.3)
25 -> T: is the chinese government committing genocide
26 against the uyghur people.
27 (.3)
28 ->>S: actually uh senator i talk a- m- m- mainly

² 同公聴会の発言において、Shou Chew 氏はシンガポール出身であり、中国国籍を有していないことを述べている。しかし、自身が中国で働いた経験を述べていること、また、TikTok の親会社である ByteDance が中国企業である点から、Cotton 議員の質問では、中国政府との関係性が注視されている点が示唆される。また、こうした人種的・政治的背景を踏まえると、公聴会においてウイグル人問題に対する直接的言及は、企業の立場や証人の個人的背景に照らしても、慎重な対応が求められる話題として位置付けられる。

29 ->> about >my< company (.) and [i'm here to talk-
 30 T: [yes- yes or
 31 [yes or no?
 32 S: [about what tiktok does.
 33 T: yes or no? you're [here to give-
 34 S: [WE allow-
 35 T: you're here to give testimony that's truthful
 36 and honest >and complete<
 37 (.6)
 38 T: >let me ask you< this joe biden last year said
 39 that xi jinping was a dictator, (.4) do you
 40 agree >with< joe biden? is xi jinping a dictator?

1-4行目でTは「トランプ政権とバイデン政権の双方が示した『中国政府によるジェノサイド』という見解」に同意するかどうかを極性質問形式で問う。この質問は、政党間の枠を超えた合意事項として提示され、Sがどのような政治的・倫理的立場を取るかを確認する問いとして構成されている。これに対し、Sは6-8行目で応答の主語を“anyone”と一般化し、「TikTok上で自由に議論できることの重要性」に言及する。ここでSは、質問を「個人の認識」に関するものではなく、「プラットフォーム上での議論の自由」への言及として解釈し、責任の所在を個人ではなく不特定多数にずらすことで、個人的見解の提示を回避している (Clayman, 2001)。

そのSの応答を受けて、Tは9-13行目で「これは非常に単純 (very simple) である」と強調し、さらに、“both parties in our country” や “governments around the world” を持ち出すことで、質問が政党や国を超えた合意に基づく見解であることを強調する。これにより、Sの回避的応答は「社会的合意に誠実でない行為」として位置付けられ、Sに対する回答義務への圧力が強まる。

さらに続く15-16行目においてもSは再び“anyone”を用いた一般化で応答しようと試みるが、Tは17行目でSの発話に割り込み、19行目では“i'm asking yes or no”と、二者択一の直接的回答を明示的に要求し、Sのこれまでの応答が「不十分」であることを意味づけた上で応答を迫る。さらに21-23行目では、Sを「国際感覚に優れた教養を持つ人物」と肯定的にカテゴリ付けし、単なる企業代表者ではなく、社会的問題への見識を有する人物として位置付ける。これにより、Sに求める回答への期待がさらに強化され、Sが応答を回避する行為は「知識の欠如」ではなく「誠実さの欠如」として解釈されやすい枠組みへと変換されていく。つまり、Tによる極性応答の要求は、より強い圧力を伴うものとなっている。

こうした場面において、Sは28-32行目において、“actually”を用いて質問の意味的枠組みの転換を試みる。またここでSは、「自分はTikTokに関して話すために出席している」と述べ、公聴会という制度的枠組みを前景化させることで、質問自体の適切性に対抗する。この応答により、Sは自らの適切な発言範囲を明確にし、提示された質問が「公聴会の目的」に照らして不適切である可能性を示唆することで、回答義務そのものを相対化する。さらに続く34行目では、Sは“WE allow”と音調を強めてTikTokの組織的主体の価値を再提示することで、自身の応答の正当性を再主張する。これに対してTは35-36行目で“truthful and honest and complete”との表現を用いて公聴会における証言の義務をあらためて強調するものの、以降は極性質問の枠組みを用いた応答要求は継続せず、38行目以降では新たな質問へと移行していく。Tは質問の主導権を維持しながらも、Sの応答回避を結果的に受け入れる形となっている³。

³ これはSの回避した応答への批判とも取られる一方、進行中のSに対する質問を打ち切り、

この場面において、Sは二つの段階を経て応答回避を試みている。まず、公聴会という制度的枠組みを前景化し、「質問に応答する義務がない」と位置付けることで、自身の応答範囲を限定し、質問に対する直接的応答の義務を否定する。また、提示された質問の適切性そのものを争点化し、「答えないこと」が必ずしも政治的立場の表明（中国政府への加担など）とは結びつくような二分法的な解釈に至らない形で、自らの応答の正当性を再主張する。このようにして、Sは自らの応答を「回避」ではなく「妥当な判断」として正当化する枠組みを構築している。

このように前提を問う応答戦略は、企業の社会的正当性が公的に問われる場面において、極性質問による応答圧力に対抗する手段として機能している。特に「答える義務の有無」を争点化することで、直接的な応答から退避するだけでなく、これまで「回避」とみなされていた応答行為を含めて「合理的な対応」として再定義する可能性を開いている。次に取り上げる抜粋3でも同様に、政治的リスクを伴う質問に対する極性応答を回避しながら、その正当性を確保しようとする言語実践が観察できる。

4.3 質問前提の再構築による応答の回避戦略

抜粋3も、議員による極性質問に対して企業代表者が直接的な応答を避ける場面であるが、ここでは質問に対して、異なる価値の尺度を持ち込み、直接的応答回避の正当性を構築する設計に着目する。この抜粋は2018年に実施された公聴会のデータであり、Facebook（現 Meta Platforms, Inc.）CEOのMark Zuckerberg（以下Z）に対して、上院議員のTom Udall（以下U）がHonest Ads Act⁴への明確な支持を表明するか否かをYes/No形式で回答することを要求した場面である。Zはこれに対して、直接的な回答を避けつつ、自身や組織の既存の取り組みを強調することで、質問内容に答える必要性そのものを相対化し、問いの前提に対抗した形での応答を構築している。このような応答設計と意味交渉のプロセスにより、Zは質問部分で要求されていた応答枠組みから戦略的に回避している。

抜粋3 [03:01:56-03:03:07] U: Tom Udall / Z: Mark Zuckerberg

01 U: are you gonna are you gonna
02 come back up here and be a strong advocate
03 to see that that laws passed?
04 (1.4)
05 Z: senator (.6) the biggest thing >that i think<
06 we can do, (.5) is implement it,
07 (.5)
08 U: that's a k[ind of uh:] yes or no question=
09 Z: [and we're doing that]
10 U: =uh: I hate to interrupt you but (.5) are you gonna
11 come back and be a strong advocate.
12 you're angry about this,
13 you think (.4) they're all to be changed
14 or they're all to be a law put'n place, >so<
15 are you gonna come back and (.4) be an advocate
16 to get a law in place like that.
17 (.4)
18 Z: senator our team is certainly gonna work on
19 this (.3) what i can say is (.5) that

次の質問へ移行するための前置きとしても捉えることができる。

⁴ インターネット広告に政治広告の広告主の開示義務をも適用する法案

20 [the biggest thing about-
21 U: [i am talking about you not your team
22 (.3)
23 U: i insist [you're gonna come back here and be]=
24 Z: well senator [i try not to come to dc]
25 U: =an advocate for that law
26 (.4)
27 U: that's what i wanna see i mean you're (.4) upset
28 about this, we're upset about this, (.6) uh: (.3)
29 -> i i'd like a yes or no answer on that one
30 (.9)
31 ->>Z: senator i'm posting and speaking out publicly
32 ->> about how important this is (.5) i don't come to
33 ->> washington dc too often (.5) uh: i'm gonna direct
34 ->> my team to focus on this, (.) and the biggest thing
35 ->> that i feel like we can do is implement it.
36 ->> >which we are doing.<
37 (.)
38 U: well (.4) the biggest thing you
39 can do is to be a strong advocate yourself (.4)
40 personally (.5) here (.4) in washington
41 >just let me make< that clear (.) but (.) many of us have
42 seen the kind of images shown earlier

まず1-3行目で、UはZに対し、Honest Ads Act 法案への強い支持者 (strong advocate) として再び議会に出席する意思があるか否かを極性質問形式で問い、Yes/No 形式での明示的な立場表明を求めている。しかし、Zの最初の応答(5-6行目)は、企業が「施策を実行すること (implement it)」の重要性に言及するにとどまり、質問への直接的な応答は行われていない。このZの回答に対して、Uは8行目でこの形式の不適切さを明示的に指摘し (that's a kind of uh: yes or no question:); 続く10-16行目ではZのそれまでの発言(法整備の必要性、データ漏洩に対する怒り)を根拠に再度問い直すことで、質問の関連性と応答の強制力を強めている (Stivers & Rossano, 2010)。この再構築により、UはZの応答の妥当性を問い直す形で質問を再提示し、応答の関連性と回答の制約性を高める。

それを受けたZは続く18-20行目で、発言の主体を「私 (I)」ではなく「我々のチーム (our team)」へと転換し、組織的対応へと焦点を移すことで、個人としての意思表示を回避しようとする。これに対しUは21行目で「あなたのチームではなく、個人に対する質問である」とZの発話に割り込み、応答の焦点を個人に戻して、Z自身の意思表示を要求する⁵。続く23-29行目ではさらに、“i insist” や “that's what i wanna see” などと明示的に回答を要求することで、Zのこれまでの応答を不適切と位置付け、Yes/Noの形式による明確な回答をさらに強めていく。

このように、Uは一貫してZにYes/No形式での応答を求め、極性質問の制約性を高めていくが、Zは31-36行目において「議会に出席して法案を支持する」というUの示す支援の形式に依らず、異なる支援の形として「公的な意見の発信」や「チームによる施策の実施」という別の支援行為を提示する。さらにZは、“i don't come to washington dc too often” と地理的な制約を理由に、Uの要求に対する現実性に疑義を示し、応答の前提そのものの適切さを争点とする。また、

⁵ この過程において、24行目でZは“i try not to come to dc”と述べている。やや含み笑いを交えた調子で提示されるこの発話自体は、質問への直接の応答には至っていない。しかし、「(DCに所在する) 議会という公的な場に出る形の支援を行わない」といった含意をもつ、回避的発話の開始として読み取ることができる。

“the biggest thing” や “we are doing” といった表現により、自身の行為の価値と有効性を強調し、支援という行為の定義を自ら再構築する。このように、Zは質問が求める応答の枠組みそのものに対抗し、意味交渉を実践することで、ZはこれまでUの作る文脈において「不適切」とされた自身の応答を「適正な応答」として再構築する。

最終的に、Uは「最も重要なのは、あなた自身がここワシントンで強い支持者になることだ」(38-40行目)と再主張するものの、Zの応答をそれ以上追及することなく、話題を転換している。Zは、Uの構築した応答枠組みに従うことなく、意味交渉を通じて応答の正当性を構築することに成功した場面と言える。

この抜粋は、抜粋1に見られたYの応答と同様に、Yes/No形式の回答を求める極性質問に対して、直接的な回答を回避する点で共通している。しかし抜粋1では、Yが時間という尺度をずらし、将来への含みを持たせることで応答を先延ばししようとしたのに対し、Zは応答の前提となる「支援」の意味そのものを再定義することで、議員の提示した質問に対する価値観や行為の正当性を争点化している。このように、Zの応答は、質問の適切性に異議を唱える形で自らの立場を再構築し、組織としての社会的責任の遂行を自身の定義に基づいて戦略的に応答を提示している。この点において、危機管理の文脈の説明責任の遂行をめぐる、リスク・リスクマネジメントの実践の一形態として捉えることができる。

5. 結論と考察

本研究では、SNS企業代表者が証人として参加した米国議会の公聴会において、極性質問への直接的な応答を回避しつつ、自身の立場の正当性を主張する言語実践に着目した。抜粋1が示すように、質問が持ち得る尺度に基づいて応答を構築することは、極性解釈を回避しようとする試みが、逆に新たな極性の解釈につながることもある。分析の結果、企業代表者は相手による極性解釈を避けるため、質問の妥当性や前提を問い直し、応答枠組み自体を再構築することで、Yes/Noという限定的な応答形式から戦略的に退避していた。例えば、抜粋2のように、制度的場面の特性を理由として応答枠組みを再構築する、または抜粋3のように、質問自体の前提を相対化するなど、企業代表者は議員が提示した質問の前提を争点化していることがわかる。さらにその上で、組織としての立場を明確に示し、その適切性を問い直すことで、制度的に制限された応答範囲の中でも、Yes/Noの二項対立を超えて説明責任を果たす機会を作り出していた。

前提を問い直して応答義務を問い直す実践は、単なる応答回避でなく、企業が社会的責任を果たしつつ自らの立場を守る、危機管理に対する言語戦略でもある。公聴会という制度的な場面で、企業は相手の示す枠組みを基にしつつ、自社の方針にあった説明枠を形成しようとする。また、このような機会を作ることで、企業は自らの立場や方針に基づいた応答の枠組みを作り出している。よって、争点となる課題に対して、組織として何が可能で、どのような原則に基づいて組織運営をしているのかを明確に線引きし、言語化する力が、危機管理戦略にとって不可欠であることがわかる。

本研究は、制度的に応答が制約された場面において企業代表者が持ち込む言語戦略による説明責任を遂行に着目し、危機管理実践の言語的側面の一端を明らかにした。こうした自社の方針や価値判断に忠実に発話を構築する実践は、公聴会といったメディアを介した質疑応答場面にとどまらず、論理的応答の構築に関わる戦略的言語使用の理解にも示唆を与える。今後は、企業の業種や危機状況といったデータ特性にもさらに踏み込んだ要素にさらに踏み込み、それらが言語戦

略に与える影響に着目することで、制度的場面における説明責任や社会的正当性の構築プロセスをより詳細に明らかにできるだろう。

参考文献

- Baffy, M. (2020). Doing 'being interrupted' in political talk. *Language in Society*, 49(5), 689–715.
<https://doi.org/10.1017/s0047404520000299>
- Bilmes, J. (1993). Ethnomethodology, culture, and implicature. *Pragmatics. Quarterly Publication of the International Pragmatics Association (IPrA)*, 3(4), 387–409. <https://doi.org/10.1075/prag.3.4.02bil>
- Bilmes, J. (2011). Occasioned semantics: A systematic approach to meaning in talk. *Human Studies*, 34(2), 129–153. <https://doi.org/10.1007/s10746-011-9183-z>
- Bilmes, J. (2014). Preference and the conversation analytic endeavor. *Journal of Pragmatics*, 64, 52–71.
<https://doi.org/10.1016/j.pragma.2014.01.007>
- Caldwell, M., & Raclaw, J. (2023). 'I just need a yes or no': Managing resistant responses in U.S. senate hearings. *Discourse Studies*, 25(5), 618–640. <https://doi.org/10.1177/14614456231159026>
- Clayman, S. E. (2001). Answers and evasions. *Language in Society*, 30(3), 403–442.
<https://doi.org/10.1017/s0047404501003037>
- Clayman, S. E., & Romaniuk, T. (2011). Questioning candidates. In Ekström, M., & Patrona, M. (2011). *Talking politics in broadcast media: cross-cultural perspectives on political interviewing, journalism and accountability* (pp. 15–32). John Benjamins.
- Drew, P., & Heritage, J. (1992). *Talk at work: Interaction in institutional settings*. Cambridge University Press.
- Heithusen V. (2017). Senate committee hearings: Witness testimony. CRS Report No. 98-392. Washington, DC: Congressional Research Services. <https://doi.org/10.1016/j.pragma.2014.01.007>
- Heritage, J. (2003). Designing questions and setting agendas in the news interview. In Mandelbaum, J.. *Studies in Language and Social Interaction: In honor of Robert Hopper* (pp. 44–76). Routledge.
- 井上 邦夫 (2015) 「リスクマネジメントと危機管理：コミュニケーションの視点から」『経営論集』 86, 101–111.
- Kaur, T. (2022). Conversation analysis in a US Senate Judiciary hearing: Questioning Brett Kavanaugh. *Discourse Studies*, 24(4), 423–444. <https://doi.org/10.1177/14614456221099175>
- 北見 幸一 (2022) 「危機への対応」 関谷直也, 菌部靖史, 北見幸一, 伊吹勇亮, 川北眞紀子 (著) 『広報・PR 論—パブリック・リレーションズの理論と実際』 第12章, 有斐閣ブックス, 199–216.
- 岡田 悠佑 (2024) 「「放置されている」ことを示すこと—TikTokを巡る米公聴会の会話分析—」 『応用会話分析研究 2023—政治経済外交の相互行為実践— 言語文化共同研究プロジェクト 2023』, 1-10.
- Schegloff, E.A. (1968) Sequencing in Conversational Practice. *American Anthropologist*, 70, 1075-1095.
<http://dx.doi.org/10.1525/aa.1968.70.6.02a00030>
- Schegloff, E. A., & Sacks, H. (1973). Opening up closings. *Semiotica*, 8(4).
<https://doi.org/10.1515/semi.1973.8.4.289>

Stivers, T., & Rossano, F. (2010). Mobilizing response. *Research on Language and Social Interaction*, 43(1), 3–31. <https://doi.org/10.1080/08351810903471258>

U.S. Congress. (2023). S.1207 - EARN IT Act of 2023. Retrieved April 30, 2025, from <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/1207>

U.S. Government Publishing Office. (n.d.). About Congressional hearings. GovInfo. Retrieved April 30, 2025, from <https://www.govinfo.gov/help/chrq>

謝辞

本研究は2023年度放送文化基金助成(人文社会・文化)「米公聴会とそのニュース報道の談話分析による事実検証手法の考察」を受けて行われた。